



## 新たな一歩を踏み出そう

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 高橋 隆晋

### 1. はじめに

令和5年を迎えた。ここ数年来、コロナ禍における当法人の事業活動や会員個々の後見事務は、様々な制限を余儀なくされ、多大な影響を受けてきた。令和4年秋以降、少しの変化がみられるようになったものの、再び第何波といわれる状況が出現する可能性は否定できない。しかし、世界を見渡しても一連の新型コロナウイルス感染症に対する対応は明らかに変化してきている。当法人も、本年は現状を越える新たな一歩を踏み出し、公益の増進を図る一年としたい。

### 2. 対面によるコミュニケーションを取り戻そう

当法人は、全国に50の支部を設置して運営を行っており、現在、支部本部間の意思疎通という点にも注力し、全国一つの法人として一体感のある運営を目指した組織の構築に向けた取組を進めている。しかしながら、コロナ禍により少なからずの影響を受けていることは否めない。同じことが、各支部の事業活動にもあてはまるだろう。対外的な活動は言うに及ばず、研修及び執務管理（支援）を通じた支部と会員との交流や、会員間の意思疎通にも大きな影響が及んでいる状況ではないかと思う。このことが長期化することにより法人運営の萎縮、会員の心理的距離の拡大に伴う帰属意識の低下といった弊害が最も危惧されるところである。本年は、まずこの点を意識して積極的な組織運営に取り組んでいきたい。

コロナ禍において、いわゆるWEB会議システムが飛躍的に発達した。これを背景に会議の仕組みはおろか、働き方をも変える動きが世の中では生じているが、当法人の会員が携わる成年後見業務は人を支える業務であり、そのために多くの関係者と協働する特徴を持つ業務でもある。こうした業務に携わる会員にとって、支部は最も身近な拠り所であり対面によるコミュニケーションは不可欠であろう。こうした点を踏まえ、新たなツールであるWEB会議システムを活かしつつも、その環境に依存しない会員間のコミュニケーションの機会を確保することを大事にし、より活発な研修会の実施や執務管理（支援）を行っていきたい。

そのために、本部でも積極的に全国を回り、各支部との意思疎通を図ることに重点を置き、ウィズコロナにおける全国一つの法人として一体感のある法人運営の在り方を模索するとともに、各支部における事業活動の活性化等のサポートに取り組みたい。そして、会員一人ひとりがそれぞれの地域に欠かせないキーパーソンとして後見事務を通じた高齢者、障害者等の権利擁護に取り組むことと、それを支える支部の活動を通じて、法人全体としての活力を高めていきたい。

### 3. 新たな権利擁護支援の活動に取り組もう

本年、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期基本計画」という。）は5か年計画の2年目を迎える。第二期基本計画では、他の福祉施策の目指すところと軌を一にし「地域共

生社会の実現」という目的を掲げ、成年後見制度はその目的に向けた権利擁護支援のツールの一つとして位置づけられている。また、権利擁護支援とは①意思決定支援と②権利侵害からの回復支援の両支援からなるものと新たに定義された。

このことを受け、高齢者・障害者等の権利擁護に携わる当法人及び会員には、以下の2点の役割が求められよう。まずもって、適正な後見事務を通じた権利擁護支援の実践という従来からの役割を十全に果たすことである。2つ目は、成年後見制度又はそれ以外の制度を通じた権利擁護支援を行うための地域づくり（＝地域共生社会）に向けた地域活動への参画という新たな役割である（なお、第二期基本計画の下での当法人の活動方針の内容は、令和4年度の当法人の指定研修の他、本誌「リーガルサポートニュース」No.604号（2022年6月号）を参照いただきたい）。

これらを具体的に推進するため、当法人には、研修制度を通じ後見の専門職としての信頼に足る後見人等候補者を養成し推薦していくこと及び執務管理（支援）を通じて利用者が安心して利用できる成年後見制度を提供していくことが求められる。同時に、地域では中核機関の整備が必要であり、権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能の強化も不可欠であるため、こうしたインフラ整備を支援していくことや、ネットワークの一員として適正な運営に積極的に参加していくことも、当法人に求められる社会のニーズであり、これから会員の権利擁護活動として望まれる形であろう。

ところで、今日の当法人の存在は、かつて司法書士界における「法律専門職能として、登記事務や裁判事務だけでなく、さらに広汎な法律分野ないし権利擁護の分野へも関与したい」（日司連『高齢者財産管理の実務と理論』1997年35頁）との意欲が発露した一つの形であると認識している。まさに今、社会はその役割を求めている。決して簡単な取組ではなく、会員一人が地域で奮闘して担える役割でもない。このニーズに応えるためには、全国組織である当法人のスケールメリットを活かした各地の事例などの共有や活用、さらに会員の総力を挙げた各地域での活動が不可欠だろう。また、第二期基本計画における権利擁護支援を通じた地域共生社会を構築するための活動は、各司法書士会とも連携して取り組み、第二期基本計画の目指す頂に向けて踏み出していくみたい。

#### 4. さいごに

令和5年は、当法人の財務運営・組織運営の両改革を実施に移す意味においても新たな一步の年となる。様々な足取りを確かなものとし成果を上げるために、以下に示す公益社団法人である当法人の目指すべき姿を今一度共有して結びとしたい。

「公益とは、私益でもなく、共益でもない。つまり、公益法人における公益とは不特定多数の方々の利益の増進への寄与を主たる目的とするものである。当法人及び当法人の会員は、第一に『高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるよう支援し、もって、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与する』ことを行うのであり、まさにこのことが当法人及び当法人の会員に何よりも求められる公益である。そしてこの公益を真摯に追求していくことが、その結果の一つとして、司法書士という職能を社会にとって更に有益な存在たらしめること、司法書士制度の発展等に寄与することに繋がっていくことは、当法人にとっても、会員にとっても、喜ばしきことであるということである。」